

前回定例会以降の動き

平成29年11月1日
新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

- 10月11日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 9月23日に発生した事務本館第2用品庫での火災報知器の作動について、原因と再発防止策を確認しました。
- ・ 2月に発見された1号機ケーブル処理室（ケーブル処理室は、それまでの不適切なケーブル敷設の是正作業の対象外であった。）におけるケーブル跨ぎを踏まえ実施されている2号機の調査状況について確認しました。

2 米山知事と東京電力HD(株)小早川社長との面談について

10月27日、米山知事は東京電力HD(株)小早川社長と面談し、東京電力HD(株)が原子力規制委員会の審査において、原子炉設置者としての適格性に関し回答した原子力安全の向上に関する取り組み等について説明を受けました。

米山知事は情報提供等、3つの検証への協力を改めて要請するとともに、県として安全が確保されない限り再稼働に同意するつもりはなく、科学的事実に基づき検証すると伝えました。

3 その他

- 10月24日： 報道発表 [東京電力福島原子力発電所事故に伴う損害賠償金について、請求（第8回）を行いました。]
- 10月26日： 報道発表 [原子力規制委員会が実施している柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉の審査書案等に関するパブリックコメントへ意見を提出しました。]
- 11月1日： 報道発表 [米山知事が柏崎市長、刈羽村長と意見交換します。]

**東京電力福島原子力発電所事故に伴う損害賠償金について、
請求（第8回）を行いました。**

県では、福島原子力発電所事故に伴い県が負担した経費及び県が被った損害について、下記により東京電力に対して損害賠償請求を行いましたのでお知らせします。

併せて、放射性物質を含む汚泥等について、放射性物質を放出した東京電力の責任において引き取ること、県内の市町村等からの損害賠償請求に対して、誠意のある速やかな対応をすることを要請しました。

記

1 請求日

平成29年10月24日（火）

2 請求内容

事故発生時から平成29年3月末日までに生じた県の経費等のうち、現時点で支出を確認したもの。

ア 請求金額 **316,202,954円**

（内訳）平成27年度分経費 96,780円

平成28年度分経費 316,106,174円

イ 請求金額内訳と主な内容

- ・放射能測定経費（放射性物質検査費用等）
- ・避難者支援対策費（避難者交流会経費等）
- ・工業用水道事業経費（汚泥保管費用等） など

3 その他

今回の請求は被害対策経費の一部であり、今後費用の発生等が確認できたものについて順次請求します。

本件についてのお問い合わせ先

○請求全般について	原子力安全対策課長補佐	小島（内線）6461 （直通）025-282-1702
○工業用水道について	企業局施設課長補佐	田口（内線）3741 （直通）025-280-5880
○下水道について	下水道課長補佐	新保（内線）3350 （直通）025-280-5858

1 損害賠償請求(第8回)の内訳

(単位:円)

会計	発生年度	請求項目	請求額	具体内容例
一般会計	H27	人件費等	96,780	○職員本給の一部
	H28	放射能測定経費	71,287,039	○検体購入費 ○放射性物質検査委託費 等
		避難者支援対策費	7,263,083	○避難者交流会経費 等
		人件費等	112,680,302	○時間外勤務手当経費 等
		計	191,230,424	
工業用水道 事業会計	H28	放射能測定経費	267,665	○放射性物質検査委託費 等
		汚泥保管費用	123,251,061	○汚泥保管費用 等
		人件費	576,400	○時間外勤務手当経費
		計	124,095,126	
流域下水道 事業特別会計	H28	放射能測定経費	780,624	○放射性物質検査委託費 等
合 計			316,202,954	
うち平成27年度分経費			96,780	
うち平成28年度分経費			316,106,174	

2 請求及び受領の状況

(単位:円)

発生年度	請求日	区分	請求額	受領額累計	備 考
H22・23	H24. 12. 26 H25. 3. 29	一般会計	364,653,719	310,322,121	
	H24. 12. 26 H25. 3. 29	工業用水道	391,587,383	382,814,716	
	H24. 12. 26	流域下水道	5,073,703	5,073,703	
	小 計		761,314,805	698,210,540	
H24	H25. 12. 3 H26. 9. 18	一般会計	275,570,716	165,539,131	
	H25. 10. 24	工業用水道	580,922,144	579,960,603	
	H25. 10. 24	流域下水道	1,139,775	1,139,775	
	小 計		857,632,635	746,639,509	
H25	H26. 9. 18 H27. 10. 21	一般会計	253,094,870	113,639,405	
	H26. 9. 18	工業用水道	239,161,758	237,649,716	
	H26. 9. 18	流域下水道	844,410	844,410	
	小 計		493,101,038	352,133,531	
H26	H27. 10. 21	一般会計	237,806,660	108,703,409	
	H27. 10. 21	工業用水道	107,676,748	106,287,085	
	H27. 10. 21	流域下水道	786,564	786,564	
	小 計		346,269,972	215,777,058	
H27	H28. 9. 30	一般会計	204,666,203	7,228,320	
	H29. 10. 24		96,780	(今回請求分)	
	H28. 9. 30	工業用水道	142,352,985	141,384,187	
	H28. 9. 30	流域下水道	778,140	778,140	
	小 計		347,894,108	149,390,647	
H28	H29. 10. 24	一般会計	191,230,424	(今回請求分)	
	H29. 10. 24	工業用水道	124,095,126	(今回請求分)	
	H29. 10. 24	流域下水道	780,624	(今回請求分)	
	小 計		316,106,174	-	
合 計			3,122,318,732	2,162,151,285	

平成29年10月26日

防災局原子力安全対策課

**原子力規制委員会が実施している柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉の
審査書案等に関するパブリックコメントへ意見を提出しました。**

本日、原子力規制委員会が意見を募集している「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」について、別紙のとおり、意見を提出しました。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 須貝

(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

【柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉の審査書案等に関する意見・理由】

<意見>

今回の適合性審査の内容についてご説明をお願いします。

また、審査内容に関する本県の検証にご協力をお願いします。

<理由>

貴委員会の柏崎刈羽原子力発電所の審査内容については、県民の命と暮らしを守る責務を負う県として、確認する必要があると考えております。このため、審査内容について今後ご説明をお願いします。

また、審査内容に疑問が残る点については、県として検証を行うなど対応したいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

米山知事が柏崎市長、刈羽村長と意見交換します。

米山知事が下記のとおり柏崎市長、刈羽村長と意見交換します。

記

1 期 日

平成29年11月7日(火)

2 場 所

知事室

3 日程概要

午後5時10分～午後5時45分 意見交換（冒頭のみ公開）

午後5時45分～午後6時00分 三者でぶら下がり取材

4 取材方法

知事、柏崎市長、刈羽村長の三者による意見交換は冒頭のみ公開となります。意見交換終了後、三者でぶら下がり取材に応じます。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全広報監 伊藤

(直通) 025-282-1694 (内線) 6451

「地域の会」委員質問への回答

<竹内委員（10月11日）受付分>

（新潟県、柏崎市、刈羽村に対する質問）

- ① 先日の地域の会で、「全ての冷却機能喪失した状態が続いた場合、稼働中のプラントは 38 時間でベント操作、5 年以上の停止中のプラントでは 50 日以上たってからのベント操作」と教えていただきましたが、このベントまでに P A Z は避難完了が必要との理解でよいのでしょうか？
- ② 稼働中の原発で事故が起きた場合を想定すると、最短 38 時間という時間的制約があり避難計画に実効性を持たせることが困難です。まず停止中の原発での事故を想定し、十分時間がある中での避難を考えてみることで、改めて「実効性ある避難計画」とはどのようなものか分かるのではないかと思います。E A L 2 で行う「U P Z のヨウ素剤緊急配布（県・市のみ）」と「P A Z の避難弱者の先行避難（施設から施設や病院から病院への避難の調整も含め）」を、それぞれのくらの日数があれば完了できると考えられるか、概算でよいので教えてください。

回 答

- ① 県としては、避難に際しては可能な限り被ばく量を少なくすることが必要と考えております。本年 9 月に「新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会」における検証がスタートしたところです。今後、フィルタベントと避難計画との整合性についても検証することとしており、その結果を踏まえ、可能な限り被ばく量を少なくするための防護対策を検討してまいりたいと考えております。
- ② 「U P Z のヨウ素剤緊急配布」や「P A Z の避難困難者の先行避難」に要する日数については、原発事故の状況に応じて様々な想定がされることから、一概に算出することは困難です。しかしながら、できるだけ速やかに行われる必要があることから、今後「新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会」における検証結果も踏まえ、安定ヨウ素剤の緊急配布や避難困難者の先行避難等をできるだけ速やかに行うための防護対策について検討してまいりたいと考えております。

(新潟県に対する質問・要望)

- ① 以前「可搬型モニタリングポストの値は目的外使用になるため、事故の時以外は公表できない」とお伺いしていましたが、現在は公表していますか？

(質問)

- ② モニタリングポストの値を普段から見ないと、緊急時に住民が放射線量の数値を判断できないと思うので、もし可搬型モニタリングポストの値が平時に公表されていないようであれば、再度公表できるよう国にお願いしてほしい。

(要望)

回 答

- ①・② 現在は公表していませんが、年度内を目途に公表するための作業を行っています。